別表六の二(三)の記載要領第１号㈠中「第68条の15の７第２項（革新的情報産業活用設備」を「第68条の15の６の２第２項（認定特定高度情報通信技術活用設備」に改め、同号㈨を同号㈩とし、同号㈧を同号㈨とし、同号㈦を同号㈧とし、同号㈥中「第68条の10第２項又は第３項」を「第68条の10第３項」に改め、同号㈣を同号㈤とし、同号㈢中「(3)に」を「(4)に」に、「第68条の９第１項、第３項、第６項若しくは第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）、第68条の14の３第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第68条の15の４第２項若しくは第３項」を「第68条の15の４第３項」に、「第25条の２第２項若しくは第３項」を「第25条の２第３項」に改め、同号㈡を同号㈣とし、同号㈠の次に次のように加える。

⑶　所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の２第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）、第68条の15の３第１項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）、第68条の15の６第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）又は第68条の15の７第２項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

別表六の二(三)の記載要領第11号中「「㉖」から「㉘」まで」を「「㉕」から「㉗」まで」に、「別表六の二(十)の記載要領第２号、別表六の二(十二)の記載要領第２号、別表六の二(十三)の記載要領第２号、別表六の二(二十)の記載要領第２号及び別表六の二(二十一)の記載要領第３号」を「別表六の二(九)の記載要領第２号、別表六の二(十一)の記載要領第２号、別表六の二(十二)の記載要領第２号、別表六の二(十九)の記載要領第２号及び別表六の二(二十)の記載要領第３号」に改める。

別表六の二(三)付表の表中

別表六の二(十)「30」　円	
別表六の二(十)「31」	

を

別表六の二(九)「14」　円	
別表六の二(九)「15」	

に、

別表六の二(十二)「30」	
別表六の二(十二)「31」	

を

別表六の二(十一)「30」	
別表六の二(十一)「31」	

に、

を

別表六の二(十三)「31」	
別表六の二(十三)「32」	
別表六の二(十三)「33」	
別表六の二(十三)「34」	

に、

別表六の二(十二)「31」	
別表六の二(十二)「32」	
別表六の二(十二)「33」	
別表六の二(十二)「34」	

を

別表六の二(二十)「30」	
別表六の二(二十)「31」	

に、

別表六の二(十九)「30」	
別表六の二(十九)「31」	

に、